

☀️ 気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2018年8月号

－催眠商法に注意！－

**無料プレゼントという言葉につられて行ってみたら、
高額な商品を買うはめに！**

自宅前で、「近所のAさんの家で新商品の宣伝をする」と男性から声をかけられ、Aさんの家に行ったところ10人くらいの人が集まっていた。そこでは、「欲しい人は手を挙げて！」と、ハンガーや鍋などを早い者勝ちで次々とプレゼントしてくれた。最後に「通常価格30万円のゲルマニウム入り式パッドを半額の15万円。欲しい人は、手を挙げて」と言われ、思わず手を挙げてしまい購入してしまった。

通常価格30万円のところ
今日は**半額**の15万円！
欲しい人は手を挙げて！！



(手口のポイント)

- 早い者勝ちと言って競争心をかきたて、手を挙げるよう誘導する。
- 「今だけ」「半額」という言葉で、手を挙げなければという心理にさせる。

催眠商法とは、閉め切った会場等に人を集め、日用品等をただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、正常な判断ができなくなった来場者に高額な商品を購入させるものです。催眠商法の手口による主な契約者は高齢者で、老後の資金を崩してまで商品を購入してしまう例もあります。

*「催眠商法」は、最初にこの商法を行った業者の略称から「SF商法」とも呼ばれています

（催眠商法の相談事例）

近所の空き店舗に健康食品を扱う店がオープンした。新聞広告に「オープン初日は玉子1パック無料プレゼント、高級食パン1斤100円」とあったので店に出向いた。

それから毎日健康講座の話を聞きに行っているうちに担当者と仲良くなり、「身体にいいよ」「腰の痛みがとれる」と言われて大量の健康食品や高額なコルセットなどを勧められ、断り切れずに購入した。結局、1か月の間に100万円もの大金を使ってしまった。解約し、少しでもお金を取り戻したい。



（手口のポイント）

販売会会場に長期にわたり通い続けるうちに、販売員は来場者に優しく接して親しくなり、来場者が**勧誘を断りにくくなる状況**を作りだします。そして**個別に声をかけて**高額な商品を勧めてきます。

*こうした催眠商法の手口による被害は、高齢者を中心に広がっています。

消費者へのアドバイス

- 粗品や楽しい話につられて、**安易に販売会場に近づかないようにしましょう。**
- もし販売会場に行ってしまった場合も、「今日だけ」「今だけ」「特別に」という言葉に惑わされず、本当に必要な商品が慎重に考えましょう。
- 不要な商品の勧誘はきっぱりと断り、**帰りたい時は「帰りたい」とはっきり意思表示をしましょう。
- その販売方法が訪問販売に該当する場合は、クーリング・オフ制度（特定の取引に関して一定期間内であれば、事業者書面申し入れにより無条件で契約を解除できる制度）を利用できます。また、不当な勧誘により契約した時などは、事業者に対して契約の取消を主張することができる場合もあります。
- 困った時には、すぐに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

高齢者の家族や周囲の方へ

- ある日を境に毎日楽しそうに出かけたり、家の中に今までなかった新しい商品が増えていたり、落胆しているなど、**いつもと違う様子が見られる時は、やさしく声をかけてみましょう。**
- 高額な商品を買わされた本人は、後悔していても人に話せない場合があります。高齢者に注意を促す場合は、高齢者の行動を頭ごなしに否定したりせず、会場に出向いた事情を察して、**高齢者に寄り添った話合いを心がけましょう。**
- 一人で悩まず、消費生活センターに相談するようにすすめましょう。

平成29年度消費生活相談受付状況（概要）



平成29年度に県の消費生活センターに寄せられた相談の受付状況についてその概要を紹介します。

□ 相談件数

○ 前年より増加

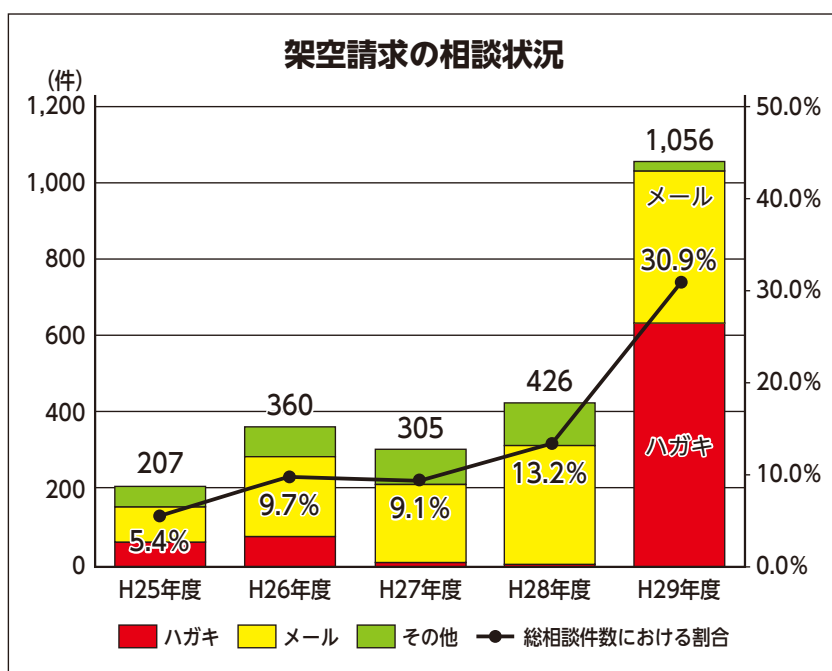
平成29年度の消費生活相談総件数は**3,421件**で、前年度の3,226件に比べ195件の増加（対前年度比**6.0%の増加**）となりました。相談件数は平成26年度から3年連続して減少していましたが、平成29年度は増加に転じました。

□ 相談の特徴

○ ハガキによる架空請求が急増

公的機関や債権回収業者等の名称をかたって、利用した覚えのない料金や賠償をハガキやメールで請求する「**架空請求**」が**1,056件**と、前年度の相談件数426件と比べて**約2.5倍と大幅に増加**し、「架空請求」が相談件数の約3割を占めています。

平成28年度はメールによる架空請求の相談が中心でしたが、平成29年度はハガキによる架空請求の相談が急増しました（平成28年度2件→平成29年度633件）。ハガキによる架空請求は、「法務省管轄支局」といった名称を使い、消費者宅に「総合消費料金に関する訴訟最終告知」などと書かれたハガキを送り付けるという手法で行われています。



○ 60歳以上の方からの相談件数が増加

60歳以上の相談件数は1,587件と、前年度と比べ316件増加（対前年度比24.9%の増加）しています。他の年代と比べ特に60歳代の増加が大きく、対前年度比50.3%の増加となっています。これは、主に、ハガキによる架空請求の相談が60歳以上を中心に大幅に増加したことによるものです。

現在も県消費生活センターには、ハガキによる架空請求の相談が、60歳以上の方を中心に多く寄せられています。

ハガキに記載された電話番号に電話したりせず、無視してください。

●わたしの選択とこれからの暮らし
「くらしの基本セミナー」受講生募集!

無料

先着順
20名

| 日時・対象 | 講座内容 | 開催場所 | 問合せ・申込先 |
|--|--|--------------------------|---|
| 9月 ／12日、19日、26日 10月 ／3日、10日、17日、24日、31日 11月 ／7日、21日 ＊各回とも水曜日です。 ＊時間は10:00～12:00です。 (初回9/12と最終回11/21は、 10:00～12:30となります。) 【対象】 消費生活に関心のある福井県民 (基本的に全10回の講座に参加できる方) | 消費生活の問題について、専門家や大学の先生などを講師に専門知識を学びます。 講義だけでなく、グループワークや体験なども交えた全10回の講座です。 商品やライフスタイルについての知識を広め、周囲に伝えていきましょう。 (テーマ) ・環境にやさしい消費 ・食の選択 ・商品の安全 ・命を守る防災 ・くらしと契約 ・キャッシュレス社会 ・情報とモラル ・持続可能な社会 ・消費者市民社会 | AOSSA 7階 (706・707) | 公益社団法人 ふくい・くらしの研究所 〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地 TEL : 0776-52-0626 URL http://www.kuranavi.jp (申込方法) お電話、またはホームページよりお申込みください。 (締切) 平成30年9月10日(月) |

「くらしの基本セミナー」は、福井県が公益社団法人ふくい・くらしの研究所に委託して実施しています。

●消費生活トラブルに関する **専門家による相談会**

無料

要予約

開設時間14:00～16:00

| 8・9月の開設日 | 8 月 | | 9 月 | |
|-----------------------|--------|-------------------------------|--------|---------------------------------|
| 分野 | | | | |
| 福井弁護士会 (法律) | 2日(木) | 県嶺南消費生活センター | 3日(月) | 敦賀市消費生活センター (☎0770-22-8115) |
| | 7日(火) | 県消費生活センター | 4日(火) | 県消費生活センター |
| | 22日(水) | 勝山市消費者センター (☎0779-88-8103) | 19日(水) | 大野市消費者相談センター (☎0779-66-1111) |
| (一社)ECネットワーク(インターネット) | — | — | 26日(水) | 県消費生活センター |

※先に申込みをした方が優先になります。相談を希望される方は、県(嶺南)消費生活センターまでご連絡ください。
 8月22日(水)、9月3日(月)、9月19日(水)の申込受付は、開催場所の市でもできます。
 また、会場が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

消費生活のご相談は・・・



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)
 ☎ : 0776-22-1102
 FAX : 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (つばき回廊業務棟 3階)
 ☎ : 0770-52-7830
 FAX : 0770-52-7831 (第3日曜日は休館)

受付時間9:00～17:00(平日、土日) (祝日・年末年始は休館)



ホームページ
<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188

最寄りの消費生活相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、どのように操作すれば良いのか分からない場合はそのままお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどにつながります。

福井しあわせ元気国体2018
 福井しあわせ元気大会2018



第73回 国民体育大会・第18回 全国障害者スポーツ大会 織りなそう カと技と美しさ

発行

福井県安全環境部県民安全課 〒910-8580 福井市大手 3-17-1
 ☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633